

公益財団法人不動産流通推進センター評議員・非常勤役員報酬規程

制定（平成27年 8月11日規程第30号）

（総則）

第1条 定款第18条及び第36条に規定する評議員会で別に定める公益財団法人不動産流通推進センター（以下「センター」という。）の評議員及び非常勤役員に対する報酬の支給基準については、この規程の定めるところによる。

（報酬）

第2条 センターの評議員及び非常勤役員が評議員会、理事会又は資産運用委員会等に出席したときは、公益財団法人不動産流通推進センター旅費規程（昭和56年2月5日規程第10号）（以下「旅費規程」という。）で支払う旅費以外に、1回につき理事長は手当15,000円、その他の者は手当8,000円を支給する。

附 則

1. この規程は、平成27年8月11日から施行する。
2. 「理事長がセンターに出勤する場合における取扱要領」（平成14年3月7日内規第30号）は廃止する。